

島見緑地の利用予約について

各広場を利用する場合は、「事前の予約」、「行為許可申請書の提出」及び「利用料金の支払い」が必要です。以下の内容をよくお読みのうえ、必要な手続きを行ってください。

団体利用と専用利用について

- 団体利用 遠足等で利用するために、広場を団体で遊んだり昼食をとったりする場合（他の一般利用者との共同利用を容認できる利用の仕方）
- 専用利用 サッカーやラグビー等の練習・試合、運動会等のレクリエーションをする等で、広場を独占的に利用する場合（他の一般利用者との共同利用を容認できない利用の仕方）

利用の時間と期間

- 利用の時間（団体利用・専用利用とも共通）
8：30～17：00 ※準備や後片付けの時間を含む
- 団体利用できる期間
全ての広場で、年間を通して利用可能
- 専用利用できる期間

広場名	専用利用実績のある用途	専用利用できる期間
ふるさと広場	サッカー、ラグビー等	4月1日～10月31日（※）
わんぱく広場	運動会、レクリエーション、犬の催し等	年間を通して利用可能
のびのび広場	グラウンドゴルフ大会、犬の催し等	
みどりの広場	グラウンドゴルフ大会等	

※ふるさと広場については、11月1日から3月31日の間は芝生養生のため、芝生を傷めるような専用利用は受付しておりません。「芝生を傷めるような専用利用」の判断については、公園管理事務所に問い合わせください。



予約方法

予約の空き情報は、島見・聖籠緑地のホームページ【公園を使いたい⇒広場の予約⇒予約一覧表】でご確認頂けます。

また島見緑地管理事務所にお電話で予約状況の確認をして頂いても結構です。

予約可能か確認後、お電話またはご来訪頂き予約して下さい。

広場名	予約方法
ふるさと広場	利用日の6ヶ月前の月の1日13時から先着順に受け付けいたします。 (例：7月15日ご利用予約の場合⇒1月1日13時から受付可能) 利用日と時間（午前8：30～12：30、午後13：00～17：00）、団体名、お名前と連絡先をお伝えください。 予約後、利用日までに必要書類を提出してください。
のびのび広場	
みどりの広場	
わんぱく広場	

必要書類の提出について

利用日までに次の①と②の書類を島見緑地管理事務所にて記入して提出するか、ホームページからダウンロード・記入したものを島見緑地管理事務所宛にFAXまたはメールでお送りください。

①公園内行為許可申請書

②利用料金減免申請書

公園内で下記Aの行為をする場合は利用料が必要となりますが、下記Bの減免基準のいずれかに該当する場合は利用料が全額減免となる場合があります。

A	利用料が必要となる行為	<ul style="list-style-type: none">物を販売、頒布すること。競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。募金やアンケート調査、署名運動、その他これらに類する行為をすること。ロケーション又は業として写真の撮影をすること。
B	減免基準 (利用料が全額減免になるもの)	<ul style="list-style-type: none">国、県、市町村その他公共団体が主催又は共催する事業の為に使用する場合。県が後援又は賛助する事業のために使用する場合（営利を目的としないものに限る）。公園の健全な利用を目的とする事業の為に使用する場合（営利を目的としないものに限る）※広場の専用利用（独占利用）は減免の対象になりません。

利用料金の支払いについて

当日現金のみで支払いをお願いします。

キャンセルについて

原則ご利用の10日前（利用日を含む）までにご連絡ください。それ以降は利用料金を全額徴収いたします。ただし、荒天によるキャンセルの場合は徴収いたしません。**無断キャンセルをされた場合は、1回目で厳重注意、2回目で当該年度利用禁止とします。**

利用当日について

利用開始前に必ず、島見緑地管理事務所で受付をしてください。

ライン用の石灰等は利用者をご用意ください。利用後は、次の方の利用に問題ないよう石灰をホウキ等で薄くしてください。

駐車場について

駐車場は4ヶ所設けています（合計台数248台）。

道路脇や園内には絶対に駐車しないでください。

利用上の注意

- ① 準硬式・硬式野球、ゴルフ、投てき競技等の危険を伴う種目は利用できません。
- ② ラグビー用スパイクでの練習はご遠慮ください。
- ③ 公序良俗に反するものは利用できません。
- ④ 大会等の場合は、優先的に受付する場合があります。
- ⑤ 天候や管理上の都合により予約をお断りすることがあります。
- ⑥ 熱中症・怪我等の事故が起きた場合は、必ず島見緑地管理事務所にご連絡ください。
- ⑦ 利用時間を超えそうな場合は、必ず島見緑地管理事務所にご連絡ください。
- ⑧ 火気厳禁です。焚き火、カセットコンロ、ストーブ等は利用できません。
- ⑨ 喫煙は島見緑地管理事務所脇の喫煙所をご利用ください。
- ⑩ 車は決められた駐車場をご利用ください。他の方に迷惑となる駐車はしないでください。
また、駐車場での事故・盗難等について施設側は責任を負いかねます。
- ⑪ 利用者の変更、第三者への譲渡（また貸し）はできません。
- ⑫ 鍵、備品等は、利用後すみやかに返却してください。

- ⑬ 施設や備品を破損した場合は弁償していただく場合があります。
- ⑭ ごみは必ずお持ち帰りください。
- ⑮ その他、管理者の指示に従ってご利用ください。

利用料金

午前（8時30分～12時30分）または午後（13時00分～17時00分）の半日単位の料金です。

金額に1円未満の端数が出たときは、その端数を切り上げます。

エリア名	青少年（※）		18歳以上	
	全面利用	片面利用	全面利用	片面利用
ふるさと広場	1,000	500	2,000	1,000
わんぱく広場	400	-	800	-
のびのび広場	400	200	800	400
みどりの広場	1円/30㎡		1円/15㎡	

※青少年：高校生、中学生、18歳未満の方

お問い合わせ・お申込み先

県立島見緑地・聖籠緑地管理事務所

指定管理者 株式会社 日建緑地

TEL : 025-255-3202 FAX : 025-255-3206

〒950-3102 新潟市北区島見町山興野字山之辺 2645-1

メール shimami-seiro@nikken-ryokuchi.com

ホームページ <http://www.shimami-seiro.com>



県立島見緑地・聖籠緑地

検索

